

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第18号

答申番号：令和5年度答申第19号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の事情を顧みずになされた原処分（特別障害者手当認定請求却下処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 主治医が作成した特別障害者手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）にはてんかん発作があることは記載されていないが、平成30年8月に強直間代発作を起こし、救急車で病院へ搬送されたほか、令和元年6月にも軽い発作を起こしたことがある。

(2) 本件診断書「日常生活能力の程度」において、「刃物・火の危険」の項目で「少しわかる」とされているが、現状では「わからない」であり、「屋外での危険（交通事故）から身を守る」で「不十分ながら守ることができる」とされているが、現状では「わからない」である。特に、信号機の認識が全くできておらず、降車時には家族が制止しなければ、自ら降車して走り出してしまう。

(3) 日常生活に必要な最低限度の意思疎通はかろうじて可能であるが、自身の判断で適切な行動をとることはできず、身の回りのことのほとんどは家族の介助が必要である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

特別障害者手当（以下「手当」という。）の対象となる障害の状態については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第1条第1項及び第2項各号において定められ、その具体的な基準は「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）によることとされているところ、請求人が主張する精神の障害状態は認定基準に規定する基準を満たさないものであり、嘱託医師の判定も得て行われた処分庁の判断は適正なものであると主張している。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、嘱託医師の審査判定を得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人については本件診断書の提出により精神障害を有していることが認められるものの、他の障害を有していることが認められる診断書は提出されていないことから政令第1条第2項第1号及び第2号に該当するとはいえず、本件診断書における「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算した点数は10点であることから14点以上が必要とされる政令第1条第2項第3号に該当するとはいえない。
- 3 請求人は、前記第1の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法又は不当であると主張しているものと解されるが、手当の対象となる特別障害者は、障害基礎年金の1級程度の障害が重複するなどの著しく重度の障害の状態である者とされているところ、請求人の障害の状態は、認定基準に照らし、政令第1条第2項各号のいずれにも該当せず、政令で定める程度の著しく重度の障害にあるとは認められない。

仮に、請求人の主張するてんかんに関する病状が本件診断書に記載されていたとしても、請求人の障害の状態は、認定基準に照らし政令第1条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当するとは認められない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年12月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月21日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に規定する「特別障害者」とは、20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいうこととされ（法第2条第3項）、その障害の状態は、①身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が政令別表第2各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの、②①のほか、身体機能の障害等が重複する場合（政令別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が①に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの又は③身体機能の障害等が政令別表第1各号（第10号を除

く。)の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が②と同程度以上と認められる程度のもの、のいずれかに該当するものとされている(政令第1条第2項)。

また、手当の受給資格の認定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(認定基準)を定めている。かかる基準の内容は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、近年の医学的知見を踏まえて定められていることが認められ、この点について特段の不合理的点は見受けられない。

なお、認定基準によると、法第2条第3項にいう障害の状態とは、精神又は身体に政令第1条第2項に該当する程度の障害があり、かつ、その障害が持続性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいうものであることとされており、その判定は、特別障害者手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書の記載内容をみると、請求人は「自閉症」及び「重度精神遅滞」を有し、「IQ25」で「重度」とされている。発達障害関連症状については「1相互的な社会関係の質的障害」、「2言語コミュニケーションの障害」及び「3限定した常道的で反復的な関心と行動」にそれぞれ○が付され、「コミュニケーションは困難。フィギュアを動かし眺め続けるなど常同的反復的な関心あり。」と、意識障害・てんかんについては記載がなく、精神症状は「不安」及び「恐怖」があり、「初めてのことや理解できないことに対して不安や恐怖が強くなることがある。」と、問題行動及び習癖については「興奮」、「多動」、「自傷」及び「独語」があり、「大声を出して興奮することがある。ほぼ毎日自分の頭を叩いている。頭を壁にぶつけて壁を破壊することもあり。」と、性格特徴は「マイペース、まじめ。」とされている。日常生活能力の程度については、「食事」、「用便(月経)の始末」及び「衣類の着脱」は「介助があればできる」と、「簡単な買物」は「できない」と、「家族との会話」は「少しは通じる」と、「家族以外の者との会話」は「通じない」と、「刃物・火の危険」は「少しはわかる」と、「屋外での危険(交通事故)から身を守る」は「不十分ながら守ることができる」とされ、要注意度は「随時一応の注意を必要とする」とされている。知的機能の程度は、「最重度」の欄において「会話は困難。」、「文字の読み書きはできない。」、「数の理解はほとんどできない。」及び「身辺処理はほとんど不可能。」とされている。

まず、請求人が上記①の要件に該当するかについてみると、当該要件は、政令別表第2各号のうち同表各号の一に該当するほか、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等が重複することが必要とされているところ、請求人から精神障害に係る診断書以外の身体機能の障害等に係る診断書が提出されていない以上、重複障害があること及びその程度を判定することはできない。

次に、請求人が上記②の要件に該当するかについてみると、当該要件は障害等が重複することが前提とされているところ、上記①の要件と同様、他の身体機能の障害等に係る診断書が提出されていない以上、重複障害があること及びその程度を判定することはできない。

さらに、請求人が上記③の要件に該当するかについてみると、当該要件は精神障害を有するものであって診断書における「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算した点数が14点以上となるものであるところ、本件診断書における「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算した点数は10点であることから、上記③の要件に該当するとは認められない。

この点、請求人は、本件診断書にはてんかん発作があることが記載されていないが過去に強直間代発作や軽い発作を起こしたことがあり、本件診断書「日常生活能力の程度」における「刃物・火の危険」は、現状では「わからない」であり、「屋外での危険（交通事故）から身を守る」は、現状では「わからない」である、と主張する。しかしながら、仮にかかる事情を考慮しても請求人の障害の状態が認定基準に該当せず、上記①から③までの要件に該当しないのは明らかであるから、請求人の主張は認められない。

したがって、請求人は、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法第2条第3項）とは認められないとして、請求人について手当の支給要件に該当しないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも看過し難い過誤欠落又は著しく不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子